

報道関係者 各位

平成 30 年 10 月 18 日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 高柳 純子

室長補佐 野崎 清隆

(直通電話) 0776 - 22 - 2691

平成 30 年度特定最低賃金改正決定の答申について - 4 業種特定最低賃金引上げ -

福井労働局（局長 嶋田悦郎）は、本年 8 月 21 日に開催された福井地方最低賃金審議会（会長 新宮 晋）に諮問した 4 業種に係る平成 30 年度の特定最低賃金改正決定について、別紙のとおり、10 月 18 日までに 4 業種の特定最低賃金の改正決定の答申を受けました。

特定最低賃金の改正決定にあたっては、同審議会の下に各専門部会が設置され、具体的な審議が行われてきたところですが、今後、異議の申出期間を経て、官報公示され、いずれも効力発生については、本年 12 月 24 日としています。

これまでに答申のあった特定最低賃金の改正額等は、別紙のとおりです。

答申を受けた特定最低賃金の改正額、答申日、適用労働者数

- 1 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金
最低賃金額 時間額 804 円（24 円引上げ）
答申日 平成 30 年 9 月 27 日
適用労働者数 約 6,300 名

- 2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
最低賃金額 時間額 859 円（15 円引上げ）
答申日 平成 30 年 10 月 18 日
適用労働者数 約 2,200 名

- 3 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金
最低賃金額 時間額 840 円（20 円引上げ）
答申日 平成 30 年 10 月 15 日
適用労働者数 約 12,200 名

- 4 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金
最低賃金額 時間額 810 円（5 円引上げ）
答申日 平成 30 年 10 月 1 日
適用労働者数 約 1,800 名